

仕 様 書

- 1 契約件名 カラー複合機の賃貸借並びに保守及び消耗品等の供給に関する契約
- 2 契約期間 令和7年9月1日～令和12年8月31日まで(5年間)
地方自治法第234条の3の規定に基づく長期契約契約
- 3 設置場所 宮崎県福祉保健部 国民健康保険課 1台
- 4 基本性能 次の条件を満たすもの

仕 様	コピー	解像度	600dpi×600dpi以上
		給紙段数	4段以上＋手差しトレイ
		給紙容量	500枚×4セット以上＋手差し50枚以上
		対応用紙サイズ	A3～A5、ハガキ
		カラー対応	フルカラー
		ウォームアップタイム	40秒以下
		ファーストコピータイム(モノクロ)	5秒以下
		ファーストコピータイム(カラー)	10秒以下
		連続複写速度(白黒)	35枚以上／分(A4ヨコ)
		連続複写速度(カラー)	35枚以上／分(A4ヨコ)
		複写倍率	25%～400%
		自動両面原稿送り装置	原稿収容可能枚数は100枚以上であること
		両面原稿同時読込	1回の読込で両面印刷原稿を両面同時に読取ることができること
		自動両面コピー／印刷	できること
	プリンター	プリンター機能については、コピーと同等の処理能力であること	
		Windows10以降のOSに対応していること	
		10BASE-T/100BASE-T及びUSB2.0以上のインターフェースを有すること	
	スキャナ	最大A3サイズまでフルカラーで読み込むことができるネットワークスキャナ機能を有すること	
		スキャンデータはPDF/JPEG/TIFF形式で保存できること	
		スキャンデータは複合機内の保存領域に保存でき、クライアントパソコンからの操作で取り込みできること	
		SMB転送	
	ファックス	スーパーG3、加入公衆回線/PBXに対応していること	
		200件以上の短縮ダイヤル登録ができること	
	環境	グリーン購入法及びエコマークの複写機基準に適合していること	
		TEC値は3.00以下であること	
		スリープモード等の節電機能を装備していること	
	電源	最大消費電力1.5KW以下、AC100V15Aの1電源で使用可能であること	

5 納入条件

- (1) 新品に限る。(工場から出荷された状態で納品の上、設置すること)
- (2) 概ね幅100cm奥行き100cm以内に設置可能であること。
- (3) 県庁LANへ接続を行い、職員がプリンター及びスキャナーとして使用できるよう複合機の環境設定及び必要に応じて職員/パソコンへのドライバー等インストール等作業を実施すること。
- (4) FAX回線に接続し、使用できる状態にするとともに、既設機に設定されたFAX短縮ダイヤルを新設機にも設定すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項で必要と思われる作業は、担当者に報告の上、受注者の責任において実施すること。

6 保守及び消耗品等供給

- (1) 設置した複合機を常に良好な状態に保つ為、複合機に精通した保守要員が常時保守できる体制を取っていること。
- (2) 保守には、感光体やトナー等消耗品等金額及び定期的な保守や故障時の修理、その際の部品代金といった保守作業代金を含むこと。
- (3) 月額使用見込枚数(積算基準枚数)
当課の月間使用見込み枚数は以下のとおりであるが、この枚数を保証するものではない。
モノクロ 18,000枚
カラープリント 3,300枚
カラーコピー 900枚

(裏面記載あり)

7 その他見積条件

- (1) 入札書は、消費税抜きの金額で作成すること。
- (2) 保守及び消耗品等料は、仕様書の6(3)の積算基準枚数により算出すること。
- (3) 入札金額は、貸借料と保守及び消耗品等料それぞれの総額(60月分)の合計を記載すること。
- (4) 入札にあたっては、上記入札金額を比較し、最も低い価格で入札した者を落札者とする。ただし、貸借料と保守及び消耗品等料の額がそれぞれの予定価格を下回っていることも条件とし、どちらかが条件を満たさない場合は、落札者とされないので注意すること。
- (5) 上記において、次点の入札をした者が全ての条件を満たした場合、その者を落札者とする。
- (6) 入札書とともに保守及び消耗品等料の積算内訳を作成し、2つを合わせ、割印を押すこと。
- (7) 最低プリント枚数は、モノクロ1,000枚とすること。
- (8) 保守及び消耗品等を請求する際のプリント枚数について、機械の点検と調整、また故障した不良プリント枚数を、モノクロは2%相当数を控除、カラーは5%相当数を控除することを条件とする。
- (9) 契約条項として、翌年度以降予算が減額又は削除された場合には、県が契約を解除できる特約事項を規定する。
- (10) 本仕様書に記載のない事項、又は記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。